

四天王寺大学学則

目次

- 第1章 総則
- 第2章 教育研究上の基本組織
- 第3章 付属施設
- 第4章 職員及び教育研究実施組織等
- 第5章 運営組織
- 第6章 修業年限、在学期間、学年、学期、授業期間及び休業日
- 第7章 教育課程、履修方法及び単位の授与等
- 第8章 卒業及び学位の授与
- 第9章 教育職員免許状及びその他の所要資格
- 第10章 入学、休学、退学、転学、留学及び除籍等
- 第11章 入学検定料、入学金、授業料等
- 第12章 科目等履修生等、特別聴講学生及び学術交流生
- 第13章 公開講座
- 第14章 賞罰
- 第15章 寄宿舍
- 第16章 本学則の改廃

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、私立学校法（昭和24年法律第270号）に基づき設立される学校法人四天王寺学園（以下「本学園」という。）によって設置される四天王寺大学（以下「本学」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(主たる事務所の所在地)

第2条 本学の主たる事務所は、大阪府羽曳野市学園前三丁目2番1号に置く。

(目的)

第3条 本学は、聖徳太子が四天王寺を創建された精神に基づき、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に則り、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって仏教精神を修得して人々の幸福のために献身し、豊かな教養とすぐれた知見をもち、我国はもとより国際社会に貢献しうる有為の人材を育成することを目的とする。

(自己点検・自己評価等)

第4条 本学は、学校教育法第109条第1項の規定に基づき、教育研究の水準の向上に資するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(以下この条において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価(以下この条において「自己点検・自己評価」という。)を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、学校教育法第109条第2項の規定に基づき、前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価(以下この条において「認証評価」という。)を受けるものとする。

3 本学は、自己点検・自己評価の結果及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めるものとする。

4 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第166条の規定に基づく自己点検・自己評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 教育研究上の基本組織

(学部、学科、収容定員及び教育研究上の目的)

第5条 本学に、次の学部及び学科を置く。

文学部 日本文学科

国際コミュニケーション学科

社会学部 社会学科

人間福祉学科

教育学部 教育学科

経営学部 経営学科

看護学部 看護学科

2 前項の学科に専攻等を置くことができる。

3 第1項の各学部に置く学科の入学定員、編入学定員及び収容定員は、別表第1のとおりとする。

(学部及び学科の教育研究上の目的)

第6条 前条第1項の学部及び学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

(大学院)

第7条 本学に、大学院を置く。

2 この学則に定めるもののほか、大学院に関し必要な事項は、四天王寺大学大学院学則に定める。

第3章 附属施設

(図書館)

第8条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(学内共同教育研究施設)

第9条 本学に、教職員が共同して教育若しくは研究を行う施設又は全学的業務を行う施設として、次の施設を置き、これらを総称して学内共同教育研究施設という。

仏教文化研究所

高等教育推進センター

グローバル教育センター

学生支援センター

キャリアセンター

教職教育推進センター

アドミッションセンター

地域連携・研究推進センター

2 学内共同教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(保健センター)

第10条 本学に、保健センターを置く。

2 保健センターに関し必要な事項は、別に定める。

第4章 職員及び教育研究実施組織等

(職員)

第11条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く。

(学長)

第12条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(副学長)

第13条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

2 副学長は、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

3 前2項に規定するもののほか、副学長に関し必要な事項は、別に定める。

(学長補佐)

第14条 本学に、必要に応じて、学長補佐を置く。

2 学長補佐は、学長の命を受けて特定の業務等を遂行する。

3 前2項に規定するもののほか、学長補佐に関し必要な事項は、別に定める。

(学部長)

第15条 学部に、学部長を置く。

2 学部長は、当該学部の校務をつかさどる。

(学科長)

第16条 学部の学科に、学科長を置くことができる。

2 学科長は、学部長の命を受け、当該学科の校務をつかさどる。

(副学長、学長補佐、学部長及び学科長の任命等)

第17条 第13条から前条までに規定する役職者の任命等に関し必要な事項は、別に定める。

(名誉学長及び名誉教授)

第18条 本学に、名誉学長及び名誉教授を置くことができる。

2 名誉学長及び名誉教授に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究実施組織等)

第19条 本学は、教育研究上の目的を達成するため、本学の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編成する。

2 本学は、教育研究実施組織を編成するに当たっては、教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にする。

3 本学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編成する。

4 前3項に規定するもののほか、教育研究実施組織等に関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目の担当)

第20条 各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であって、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は1年につき8単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科

目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。

- 2 演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。
- 3 各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の本学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。

（組織的な研修等）

第21条 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

- 2 本学は、学生に対する教育の充実を図るため、授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を実施するものとする。
- 3 本学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。

第5章 運営組織

（教育研究評議会）

第22条 本学に、教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

- 2 教育研究評議会に関し必要な事項は、別に定める。

（各種委員会等）

第23条 本学に、特定の事項を審議するため、委員会等を置く。

- 2 委員会等に関し必要な事項は、別に定める。

（大学運営会議）

第24条 本学に、学長の諮問に応じて調査・協議するほか、本学の運営に関して本学内の意見調整等を行う機関として、大学運営会議を置く。

- 2 大学運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

（教授会）

第25条 学部に、教授会を置く。

- 2 教授会は、基幹教員をもって構成する。ただし、学部長が必要と認めたときは、その他の職員を加えることができる。

3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 前各項に規定するもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 修業年限、在学期間、学年、学期、授業期間及び休業日

(修業年限)

第26条 本学の学部の修業年限は4年とする。

(修業年限の通算)

第27条 第74条第1項の科目等履修生又は同条第2項の特別の課程履修生（いずれも大学の学生以外の者に限る。）として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、別に定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して本学が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、修業年限の2分の1を超えてはならない。

(在学期間)

第28条 在学期間は、修業年限の2倍の年数を超えることはできない。

2 第61条第1項の規定により編入学した者の在学期間は、編入学後の在学すべき年数の2倍の年数を超えることはできない。

3 第62条第1項の規定により他の大学から本学へ転学した者の在学期間は、転学後の在学すべき年数の2倍の年数を超えることはできない。

4 学部において必要と認めるときは、進級等の基準を設け、同一年次等に在学できる期間を別に定めることができる。

(学年)

第29条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第30条 学年は、次の2学期に分ける。

夏学期 4月1日から9月19日まで。

冬学期 9月20日から翌年3月31日まで。

- 2 必要がある場合は前項の期間を変更することができるものとする。
- 3 第1項に規定する各学期を前半及び後半に分けることができるものとする。

(1年間の授業期間)

第31条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第32条 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他の本学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(休業日)

第33条 休業日は原則として次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 本学園の創立記念日 2月22日
 - (4) 夏期休業日 8月5日から8月31日まで
 - (5) 冬期休業日 12月27日から1月7日まで
 - (6) 春期休業日 3月15日から4月1日まで
- 2 必要がある場合は前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第7章 教育課程、履修方法及び単位の授与等

(教育課程の編成方針)

第34条 本学は、学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、本学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。
- 3 教育課程は、授業科目を教養教育科目及び専門教育科目に区分し、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。ただし、自由科目の単位数は、卒業に必要な単位に算入しない。

(授業科目及び履修方法)

第35条 各学部の学生は、所定の教育課程に従って授業科目を履修しなければならない。

- 2 教育課程の授業科目、単位等及び履修方法は、別に定める。

(授業の方法)

第36条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又はこれらの併用により行うものとする。

2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 本学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単位)

第37条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究の授業科目については、学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第38条 本学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

2 試験は履修した授業科目について、筆記、口述、論文等の方法によって行う。

3 前2項に規定するもののほか、単位の修得及び試験に関し必要な事項は、別に定める。

(成績評価基準等の明示等)

第39条 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第40条 本学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件と

して学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めるものとする。

- 2 本学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。
- 3 前2項に規定するもののほか、履修科目の登録の上限に関し必要な事項は、別に定める。
(他の学部の授業科目の履修等)

第41条 学生は、他の学部の授業科目を履修又は聴講することができる。

- 2 他の学部における授業科目の履修等に関し必要な事項は、各学部において定める。
(他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第42条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、第65条の規定により、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。）又は外国の短期大学に留学する場合、外国の大学又は外国の短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は外国の短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第43条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位数の認定)

第44条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第74条第2項の規定により修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、第41条第2項の場合に準用する。

- 3 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行つた前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 4 前3項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第42条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第8章 卒業及び学位の授与

（卒業の要件）

- 第45条 卒業の要件は、第26条に規定する修業年限以上在学し、124単位以上（看護学部看護学科にあつては、126単位以上。）を各学部の定めるところにより修得することとする。
- 2 前項の規定により卒業要件として修得すべき単位のうち、第36条第2項に定める授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

（学位）

- 第46条 学長は、卒業を認めた者に対して、学士の学位を授与する。
- 2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 教育職員免許状及びその他の所要資格

（教育職員免許状）

- 第47条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、第45条第1項の規定によるほか、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所定の単位を修得しなければならない。
- 2 本学の学部の学科において、前項の規定により所定の単位を修得した者が取得できる教育職員免許状の種類は、別表第2のとおりとする。
 - 3 教育学部教育学科については、取得できる教育職員免許状の種類は別にこれを定める。

（その他の資格）

- 第48条 本学において、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項第1号に基づく厚生労働大臣の指定する科目の単位を修得し、卒業した者は、社会福祉主事任用資格を得ることができる。
- 2 学校図書館法（昭和28年法律第185号）第5条に規定する司書教諭の講習の修了証書を取得しようとする者は、小学校、中学校又は高等学校の教育職員免許状を取得するとともに、別表第2に定められる授業科目及び単位を修得しなければならない。

3 社会学部人間福祉学科において、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第1号の規定に基づく社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省・厚生労働省令第3号）に定める科目の単位を修得し、本学を卒業した者は、社会福祉士試験受験資格を得ることができる。

また、本学の所定の選抜試験に合格した者（最大定員20名）で、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第7条第1号及び第2号の規定に基づき、精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成23年文部科学省・厚生労働省令第3号）に定める科目の単位を修得し、本学を卒業した者は、精神保健福祉士試験受験資格を得ることができる。

社会福祉士試験受験資格及び精神保健福祉士試験受験資格を得るために必要な事項については別に定める。

4 教育学部教育学科において、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の2の2第1項第3号の規定によりこども家庭庁長官の定める修業教科目の単位を修得し、卒業した者は、保育士資格を得ることができる。

保育士資格を得るために必要な事項については別に定める。

5 前項に規定するもののほか、保育士資格を得るために必要な事項については別に定める。

6 文学部日本学科及び社会学部社会学科において、博物館法（昭和26年法律第285号）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）に基づき、別に定める所定の科目の単位を修得し、卒業した者は、博物館学芸員資格を得ることができる。

7 看護学部看護学科において、卒業の認定を受けた者は、看護師の国家試験受験資格を取得することができる。

また、保健師国家試験受験資格及び助産師国家試験受験資格を取得しようとする者は、別に定める所定の科目の単位を修得しなければならない。

第10章 入学、休学、退学、転学、留学及び除籍等

（入学時期）

第49条 入学の時期は、夏学期・冬学期の始めとする。

（入学資格）

第50条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、こ

れに相当する学校教育を修了した者を含む)

- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験の合格者（大学入学資格検定合格者を含む）
- (8) その他相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者
(入学志願)

第51条 入学志願者は本学所定の入学願書に入学検定料及び別に定める書類を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(入学者選抜)

第52条 入学志願者については、別に定めるところにより選考を行い、学長が合格者を決定する。

- 2 入学者の選抜は、学校教育法施行規則第165条の2第1項第3号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適正な体制を整えて行うものとする。

(入学手続)

第53条 前条第1項の合格者は指定の期日までに本学所定の誓約書、保証契約書を提出するとともに入学金及び授業料等の一部を納入しなければならない。

- 2 学長は前項の入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。

(保証人)

第54条 前条の保証契約書の保証人は保護者又はこれに準ずる者とする。

- 2 その他、保証人に関して必要な事項は別に定める。

(身上異動手続)

第55条 学生に転居、改名等の身上異動があったときには、直ちにその旨を届出なければならない。

(休学)

第56条 病気その他やむを得ない事情のため、引続き6週以上にわたり修学することができない者は、その事由を付して休学を願い出ることができる。ただし、病気の場合は医師の診断書を添付しなければならない。

- 2 病気等のため修学することが適当でないと認められた者については、学長は休学を命ずることがある。
- 3 休学した者はその学期の試験を受けることはできない。

(休学の期間)

第57条 休学期間は休学を許可された日から当該学期末までとする。ただし、特別の理由がある場合は、翌学期末まで休学の延長を認めることができる。

- 2 休学の期間は連続して2年を超えることはできない。
- 3 休学期間は通算して4年を限度とする。
- 4 休学期間は在学年数に算入しない。

(復学)

第58条 休学の事由が消滅したときは、学長に復学を願い出ることができる。ただし、病気の回復による復学の場合は医師の診断書を添付しなければならない。

- 2 復学の時期は学期の始めとし、すでに許可された休学期間内の学期途中で復学は認められない。
- 3 復学の手続きは休学を願い出た学期内の定められた期日までに完了していなければならない。

(願い出による退学)

第59条 退学しようとする者は、その事由を付して学長に退学を願い出てその許可を得なければならない。

(再入学)

第60条 本学を一旦退学した者で、2年以内に同じ学部へ再入学を申し出た場合は、在学中の成績等を審査の上、学長は相当年次に再入学を許可することがある。

(編入学)

第61条 本学の学部へ編入学を願い出た者については、選考の上、学長は当該学部へ入学を許可することがある。編入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 短期大学または高等専門学校を卒業した者
- (2) 第51条に定める大学入学資格を持ち、かつ、専修学校の専門課程（修業年限が2年

以上であること及びその他の文部科学大臣の定める基準を満たすこと)を修了した者
(3) 高等学校の専攻科の課程(修業年限が2年以上であること及びその他の文部科学大臣の定める基準を満たすこと)を修了した者

2 前項により編入学を許可された者の本学に入学する前に既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、別に定める。

(他の大学から本学への転学)

第62条 他の大学に在学中の者で、本学に転学を願い出た者については、選考の上、学長は相当年次に転学を許可することがある。転学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 他の大学の2年次以上在学し、62単位以上を修得する見込みの者

(2) 大学を卒業した者、若しくは大学に2年以上在学し退学した者で、62単位以上を修得している者

2 前2項の規定により転学を許可された者の本学に入学する前に既に修得した授業科目及び単位数の取扱い等については、別に定める。

(転学)

第63条 本学に在学中の者で、他の大学に転学しようとする者は、その事由を付して学長に願い出て、許可を得なければならない。

(転学部又は転学科)

第64条 学長は、学内における転学部又は転学科を志願する者がいるときは、欠員のある場合に限り、審査の上、許可することができる。ただし、看護学部への転学部転学科は認めない。

2 前項により一旦転学部又は転学科した者は、再び転学部又は転学科することはできない。

3 前3項に規定するもののほか、転学部又は転学科に関し必要な事項は、別に定める。

(留学)

第65条 留学は、本人の教育上有益と認められる範囲で本学がこれを認め、その許可を得た場合は、これを行うことができる。

2 前項に定める留学を行おうとする者は、その事由を付して学長に願い出なければならない。

(留学期間)

第66条 前条による留学の期間は別に定める。

(除籍)

第67条 次の各号の一に該当する者は除籍する。

- (1) 授業料等の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者
- (2) 第28条第2項に定める在学年限を超えた者
- (3) 第57条に定める休学期間を超えて、なお復学しない者
- (4) 休学期間終了日までに復学又は休学の継続又は退学のいずれかの手続きを取らなかった者
- (5) 死亡又は長期間にわたり所在不明の者
(復籍)

第68条 前条第1号に該当し除籍となった者が2年以内に当該除籍の事由となった未納の授業料に相当する額を納付して復籍を願い出た場合又は同項第3号若しくは同項第4号に該当し除籍となった者が2年以内に復籍を願い出た場合は、在学中の成績等を審査の上、学長がこれを許可することがある。

(外国人留学生)

第69条 日本の国籍を有しない者で我が国の大学において教育を受ける目的をもって入学し、本学に入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生については、本学則の学生に関する規定を準用する。
- 3 前2項に規定するもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 入学検定料、入学金、授業料等

(諸納付金)

第70条 本学の入学検定料、入学金、授業料等（授業料、運営維持費、施設拡充費、在籍料をいう）の額及び納入について、必要な事項は別に定める。

(休学中の授業料等)

第71条 1学期を通して休学する者は在籍料を納入しなければならない。

- 2 退学する者又は退学若しくは停学を命じられた者も、その学期の授業料等全額を納入しなければならない。

(返還)

第72条 既納の入学検定料及び入学金は事由の如何にかかわらず返還しない。

- 2 既納の授業料等は、入学手続時における授業料等で当該年度の始まる前日の3月31日まで(当日が休日に当たるときは休日の前日まで)に入学辞退の申出があった場合を除き、事由の如何にかかわらず返還しない。

(奨学金)

第73条 学業、人物ともに優秀で入学後特別の事由によって授業料等の納入が困難になった者に対しては、選考のうえ奨学金を給付することがある。

第12章 科目等履修生等、特別聴講学生及び学術交流生

(科目等履修生等)

第74条 本学は、本学の定めるところにより、本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下この条において「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

- 2 本学は、本学の定めるところにより、本学の学生以外の者で学校教育法第105条に規定する特別の課程を履修する者（以下この条において「特別の課程履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生及び特別の課程履修生に対する単位の授与については、第38条の規定を準用する。
- 4 学長は、特別の課程を修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。
- 5 前各項に規定するもののほか、科目等履修生及び特別の課程履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第75条 他の大学又は外国の大学との協議に基づき、当該大学の学生を特別聴講学生として入学を許可し、本学が開設する授業科目を履修させることがある。

- 2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(学術交流生)

第76条 外国の大学あるいはそれに相当する教育機関に在学中の者、又はこれを卒業した者で、日本国内の教育機関等において教育を受ける目的、あるいは学術交流を行う目的をもって入国し、本学においてその目的の達成を希望する者があるときは、当該外国公館若しくは公共機関等の発行する身分証明書又は推薦書のある場合に限り、審査のうえ学術交流生として受け入れることがある。

- 2 学術交流生に対する単位の授与については、第38条の規定を準用する。
- 3 前2項に規定するもののほか、学術交流生に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

第77条 本学における教育・研究の成果を広く社会に開放し、地域社会の教育文化の向上に資するため、公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 賞罰

(表彰)

第78条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長は、これを表彰することがある。

(1) 学業成績及び人物が特に優秀な者

(2) 他の学生の模範とすべき篤行のある者

(懲戒)

第79条 学生に、本学園の建学の精神、教育方針、学則及び諸規程等に違反する又はその本分に反する行為があるときは、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項に規定する懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な事由がなく出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(5) 訓告または停学にもかかわらず、なお改悛の見込みがないと認められる者

4 前3項に規定するもののほか、懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

(遵守事項)

第80条 学生が遵守しなければならない事項は本学則に規定するもののほか、別に定める。

第15章 寄宿舍

(寄宿舍)

第81条 本学に、寄宿舍を置く。

2 寄宿舍に関し必要な事項は、別に定める。

第16章 本学則の改廃

(本学則の改廃)

第82条 この学則の改正は、教授会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経て、本学園の理事会が行う。

附 則

この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。ただし第15条、第16条及び第23条の規定は昭和50年1月8日から適用する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。ただし第15条、第16条及び第23条の規定は昭和51年1月8日から適用する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。ただし第15条、第16条及び第23条の規定は昭和52年1月8日から適用する。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。ただし第15条、第16条及び第23条の規定は昭和52年12月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。ただし第15条、第16条及び第23条の規定については昭和54年度入学生に対して昭和53年11月22日から適用する。

附 則

この学則は、昭和54年12月10日から施行する。旧学則は同日付をもって廃止する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。ただし経過措置として次のとおり定める。

(1) 昭和52年度以前の入学生については、第13条の規定にかかわらず、「一般教育科目」及び「専門教育科目」の修得単位数は、なお従前の例による。

(2) 昭和54年度以前の入学生については、第39条、第40条及び別表第1の規定にかかわ

らず「授業料等の納入期日」、「休学中の授業料等」及び「授業科目の編成、単位数等」の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。ただし経過措置として次のとおりと定める。

- (1) 昭和55年度以前の入学生については、第13条及び別表第1の規定にかかわらず、「卒業要件としての修得単位数」及び「授業科目の編成、単位数等」の取扱いは、なお従前の例による。
- (2) 昭和54年度以前の入学生については、第39条及び第40条の規定にかかわらず「授業料等の納入期日」及び「休学中の授業料等」の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。ただし第22条、第24条及び第38条の規定は昭和57年度入学生に対して昭和56年12月10日から適用する。

- (1) 昭和55年度以前の入学生については、第13条及び別表第1の規定にかかわらず、「卒業要件としての修得単位数」及び「授業科目の編成、単位数等」の取扱いは、なお従前の例による。
- (2) 昭和54年度以前の入学生については、第39条及び第40条の規定にかかわらず「授業料等の納入期日」及び「休学中の授業料等」の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。ただし第22条、第24条及び第38条の規定は昭和58年度入学生に対して昭和57年12月10日から適用する。

なお、昭和55年度以前の入学生については、第13条及び別表第1の規定にかかわらず、「卒業要件としての修得単位数」及び「授業科目の編成、単位数等」の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。ただし第22条、第24条及び第38条の規定は昭和59年度入学生に対して昭和58年12月10日から適用する。

なお、昭和55年度以前の入学生については、第13条及び別表第1の規定にかかわらず、「卒業要件としての修得単位数」及び「授業科目の編成、単位数等」の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から一部改正に施行する。ただし、昭和58年度以前の入学生には第13条2項に定める「進級の基準」を適用せず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。ただし第22条、第24条及び第38条の規定は昭和60年度入学生に対して昭和59年12月10日から適用する。

なお、昭和55年度以前の入学生については、第13条及び別表第1の規定にかかわらず、「卒業要件としての修得単位数」及び「授業科目の編成、単位数等」の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし第22条、第24条及び第38条の規定は昭和61年度入学生に対して昭和60年11月13日から適用する。

なお、昭和55年度以前の入学生については、第13条及び別表第1の規定にかかわらず、「卒業要件としての修得単位数」及び「授業科目の編成、単位数等」の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定にかかわらず、昭和61年度から平成11年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

仏教学科10人、教育学科80人、言語文化学科 日この語日本文化専攻80人、英語英米文化専攻100人、アラビア語アラビア文化専攻30人、社会学科100人、合計400人。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。ただし第22条、第24条及び第38条の規定は昭和62年度入学生に対して昭和61年12月5日から適用する。

なお、昭和55年度以前の入学生については、第13条及び別表第1の規定にかかわらず、「卒業要件としての修得単位数」及び「授業科目の編成、単位数等」の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし第22条、第24条及び第38条の規定は昭和63年度入学生に対して昭和62年11月28日から適用する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし第22条、第24条及び第38条の規定は平成元年度入学生に対して昭和63年11月29日から適用する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし第22条、第24条及び第38条の規定は平成2年度入学生に対して平成元年11月30日から適用する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし第22条、第24条及び第38条の規定は平成3年度入学生に対して平成2年11月30日から適用する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし第22条、第24条及び第38条の規定は平成4年度入学生に対して平成3年12月3日から適用する。

ただし第6条の規定にかかわらず、平成4年度から平成11年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学科・専攻		平成4年～11年度
		入学定員
仏教学科		20人
教育学科		80人
言語	日本語日本文化専攻	80人
文化	英語英米文化専攻	100人
学科	アラビア語アラビア文化専攻	45人
社会学科		200人
計		525人

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし平成4年度以前の入学生については、第13条乃至第15条及び第17条の規定にかかわらず「卒業及び進級の要件」及び「単位の計算方法」の取扱いはなお従前の例による。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。なお第15条（卒業の要件）、第17条（単位の計算方法）及び第42条（除籍）の規定は平成5年度入学生に対しては平成5年4月1日に遡って適用する。ただし平成4年度以前の入学生については、第13条乃至第15条及び第17条の規定にかかわらず「授業科目の編成、単位数等」、「卒業及び進級の要件」及び「単位の計算方法」の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。なお第15条（卒業の要件）、第17条（単位の計算方法）及び第42条（除籍）の規定は平成5年度入学生に対しては平成5年4月1日に遡って適用する。ただし平成4年度以前の入学生については、第13条乃至第15条及び第17条の規定にかかわらず「授業科目の編成、単位数等」、「卒業及び進級の要件」及び「単位の計算方法」の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。なお第15条（卒業の要件）、第17条（単位の計算方法）及び第42条（除籍）の規定は平成5年度入学生に対しては平成5年4月1日に遡って適用する。ただし平成4年度以前の入学生については、第13条乃至第15条及び第17条の規定にかかわらず「授業科目の編成、単位数等」、「卒業及び進級の要件」及び「単位の計算方法」の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。なお第15条（卒業の要件）、第17条（単位の計算方法）及び第42条（除籍）の規定は平成5年度入学生に対しては平成5年4月1日に遡って適用する。ただし平成4年度以前の入学生については、第13条乃至第15条及び第17条の規定にかかわらず「授業科目の編成、単位数等」、「卒業及び進級の要件」及び「単位の計算方法」の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし平成9年度以前の入学生については、第13条乃至第18条の規定にかかわらず「授業科目」、「授業科目の編成等」、「卒業の要件」、「資格」及び「単位の計算方法」の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、平成9年度以前の入学生については、第13条乃至第15条及び第18条の規定にかかわらず「授業科目」、「授業科目の編成等」、「卒業の要件」及び「単位の計算方法」の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第5条、第25条の規定にかかわらず、平成11年度以前の入学生については、なお従前の規定を適用する。

また、第6条の規定にかかわらず、平成16年度までの間、入学定員及び編入定員ならびに収容定員は下表のとおりとする。

	年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
--	----	--------	--------	--------	--------	--------

学科別		入 学 定 員	編 入 定 員	収 容 定 員												
仏教学科		20 人	2人	84 人												
教育学科		80 人	20 人	360 人												
言語文化 学科	日本語日本 文化専攻	76 人	10 人	336 人	72 人	10 人	328 人	68 人	10 人	316 人	64 人	10 人	300 人	60 人	10 人	284 人
	英語英米文 化専攻	96 人	35 人	466 人	92 人	35 人	458 人	88 人	35 人	446 人	84 人	35 人	430 人	80 人	35 人	414 人
	アラビア語 アラビア文 化専攻	42 人	3人	183 人	39 人	3人	177 人	37 人	3人	169 人	34 人	3人	158 人	32 人	3人	148 人
社会学科		190 人	40 人	870 人	180 人	40 人	850 人	170 人	40 人	820 人	160 人	40 人	780 人	150 人	40 人	740 人
人間福祉学科		100 人		300 人	100 人		400 人									
計		604 人	110 人	2,599 人	583 人	110 人	2,657 人	563 人	110 人	2,595 人	542 人	110 人	2,512 人	522 人	110 人	2,430 人

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定にかかわらず、平成16年度までの間、入学定員及び編入学定員ならびに収容定員は下表のとおりとする。

学科別	年度	平成14年度			平成15年度			平成16年度		
		入学定 員	編入定 員	収容定 員	入学定 員	編入定 員	収容定 員	入学定 員	編入定 員	収容定 員

仏教学科		20人	2人	84人	20人	2人	84人	20人	2人	84人
教育学科		80人	20人	360人	80人	20人	360人	80人	20人	360人
言語文化 学科	日本語日本文化専攻	68人	10人	316人	64人	10人	300人	60人	10人	284人
	英語英米文化専攻	88人	35人	446人	84人	35人	430人	80人	35人	414人
	アラビア語アラビア文化専攻	37人	3人	169人	34人	3人	158人	32人	3人	148人
社会学科		170人	40人	820人	160人	40人	780人	150人	40人	740人
人間福祉学科		100人	40人	440人	100人	40人	480人	100人	40人	480人
計		563人	150人	2,635人	542人	150人	2,592人	522人	150人	2,510人

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成14年度以前の入学生については、第17条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度以前の入学生については、第13条乃至第18条の規定にかかわらず「授業科目」、「授業科目の編成等」、「卒業の要件」、「教員免許状」、「その他の資格」及び「単位の計算方法」の取扱いは、従前の例による。なお、第6条の規定にかかわらず、平成19年度までの間、入学定員及び編入学定員ならびに収容定員は下表のとおりとする。

学科別	年度	平成16年度			平成17年度			平成18年度			平成19年度		
		入学定員	編入定員	収容定員									
仏教学科		20人	2人	84人									
教育学科		80人	20人	360人									
言語文化 学科	日本語日本文化専攻	60人	10人	284人	60人	10人	272人	60人	10人	264人	60人	10人	260人
	英語英米文化専攻	100人	35人	434人	100人	35人	442人	100人	35人	454人	100人	35人	470人

	アラビア語アラビ ア文化専攻	32人	3人	148人	32人	3人	141人	32人	3人	136人	32人	3人	134人
社会学科		150人	40人	740人	150人	40人	710人	150人	40人	690人	150人	40人	680人
人間福祉学科		130人	40人	510人	130人	40人	540人	130人	40人	570人	130人	40人	600人
計		572人	150人	2,560人	572人	150人	2,549人	572人	150人	2,558人	572人	150人	2,588人

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成15年度以前の入学生については、第13条乃至第18条の規定にかかわらず「授業科目」、「授業科目の編成等」、「卒業の要件」、「教員免許状」、「その他の資格」及び「単位の計算方法」の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、経過措置として次のとおりとする。

- (1) 平成17年度以前の入学生については、第14条の規定にかかわらず、「授業科目の編成等」のうち基本教育科目及び専門教育科目の取扱いは、なお従前の例による。
- (2) 平成17年度以前の入学生については、第13条及び第15条乃至第17条の規定にかかわらず「授業科目」、「卒業の要件」、「教員免許状」及び「その他の資格」の取扱いは、なお、従前の例による。
- (3) 第6条の規定にかかわらず、平成21年度までの間、入学定員及び編入学定員ならびに収容定員は下表のとおりとする。

学科別	年度	平成18年度			平成19年度			平成20年度			平成21年度		
		入学定員	編入定員	収容定員									
仏教学科		20人	2人	84人									
教育学科		80人	20人	360人									
言語文化 専攻	日本語日本文化専 攻	60人	10人	264人	60人	10人	260人	60人	10人	260人	60人	10人	260人

学科	英語英米文化専攻	100人	35人	454人	100人	35人	470人	100人	35人	470人	100人	35人	470人
	アラビア語アラビア文化専攻	32人	3人	136人	32人	3人	134人	32人	3人	134人	32人	3人	134人
社会学科		150人	40人	690人	150人	40人	680人	150人	40人	680人	150人	40人	680人
人間 福祉 学科	社会福祉専攻	90人	40人	530人	90人	40人	520人	90人	32人	472人	90人	32人	424人
	保育専攻	40人	0人	40人	40人	0人	80人	40人	8人	128人	40人	8人	176人
計		572人	150人	2,558人	572人	150人	2,588人	572人	150人	2,588人	572人	150人	2,588人

附 則

この学則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、経過措置として次のとおりと定める。

- (1) 平成19年度以前の入学生については、第5条、第6条の規定にかかわらず「学部、学科、専攻」、「学生定員」は従前の例による。
- (2) 平成19年度以前の入学生については、第13条乃至第18条、第20条及び第40条の規定にかかわらず「授業科目」、「授業科目の編成等」、「卒業の要件」、「教員免許状」、「その他の資格」、「単位の計算方法」、「試験等の評価」及び「転科」の取扱いは、なお従前の例による。
- (3) 第6条の規定にかかわらず、入学定員、3年次編入学定員及び収容定員は下表のとおりとする。

学部学科専	平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	入学	編入	収容									

攻	定員	学定	定員	定員	学定	定員	定員	学定	定員	定員	学定	定員
	員	員			員			員			員	
人文社会学部												
仏教学科	0人	2人	64人	0人	2人	44人	0人	0人	22人	0人	0人	0人
教育学科	0人	20人	280人	0人	20人	200人	0人	0人	100人	0人	0人	0人
言語文化学科												
日本語日本文化専攻	50人	10人	250人	50人	10人	240人	50人	0人	220人	50人	0人	200人
英語英米文化専攻	0人	35人	370人	0人	35人	270人	0人	0人	135人	0人	0人	0人
アラビア語アラビア文化専攻	0人	3人	102人	0人	3人	70人	0人	0人	35人	0人	0人	0人
中国語アジア文化専攻	50人	0人	50人	50人	0人	100人	50人	0人	150人	50人	0人	200人
英語文化学科	100人	0人	100人	100人	0人	200人	100人	0人	300人	100人	0人	400人
社会学科	150人	40人	680人	150人	40人	680人	150人	10人	650人	150人	10人	620人
人間福祉学科												
社会福祉専攻	90人	32人	472人	90人	32人	424人	90人	32人	424人	90人	32人	424人
保育専攻	40人	8人	128人	40人	8人	176人	40人	8人	176人	40人	8人	176人
教育学部												
教育学科	180人	0人	180人	180人	0人	360人	180人	15人	555人	180人	15人	750人
経営学部												
経営学科	160人	0人	160人	160人	0人	320人	160人	15人	495人	160人	15人	670人
計	820人	150人	2,830人	820人	150人	3,080人	820人	80人	3,260人	820人	80人	3,440人

			人	人	6人	人	人	4人	人		2人	人		0人
--	--	--	---	---	----	---	---	----	---	--	----	---	--	----

附 則

この学則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、経過措置として次のとおりとする。

- (1) 平成19年度以前入学生については、第14条及び第15条の規定にかかわらず「授業科目の編成等」及び「卒業の要件」の取扱いは、なお従前の例による。
- (2) 平成20年度入学生については、第14条の規定にかかわらず「授業科目の編成等」は次のように改正する。
 - ① 共通教育科目は一部改正する。
 - ② 人文社会学部言語文化学科日本語日本文化専攻、言語文化学科中国語アジア文化専攻、社会学科、人間福祉学科、教育学部教育学科及び経営学部経営学科の専門教育科目は一部改正する。
- (3) 平成20年度入学生については、第15条の規定にかかわらず「卒業の要件」の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、経過措置として次のとおりとする。

- (1) 平成21年度以前入学生については、第14条の規定にかかわらず「授業科目の編成等」の人文社会学部言語文化学科日本語日本文化専攻の専門教育科目及び教職に関する科目の取扱いは、なお従前の例による。
- (2) 教育学部教育学科の専門教育科目は一部改正する。なお平成21年度及び平成22年度入学生の適用する科目が異なるため、別表1に（注1）及び（注2）として注記する。

附 則

この学則は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、経過措置として次のとおりとする。

- (1) 平成22年度以前入学生については、第6条の規定にかかわらず「学生定員」は従前の例による。

(2) 平成22年度以前の人文社会学部人間福祉学科の入学生については、第14条の規定にかかわらず「授業科目の編成等」の取扱いは、なお従前の例による。

(3) 第6条の規定にかかわらず、入学定員、3年次編入学定員及び収容定員は下表のとおりとする。

学部学科専攻	平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	入学定員	編入学定員	収容定員									
人文社会学部												
仏教学科	0人	0人	0人									
教育学科	0人	0人	0人									
言語文化学科												
日本語日本文化専攻	70人	—	220人	70人	—	240人	70人	—	260人	70人	—	280人
英語英米文化専攻	0人	0人	0人									
アラビア語アラビア文化専攻	0人	0人	0人									
中国語アジア文化専攻	30人	—	180人	30人	—	160人	30人	—	140人	30人	—	120人
英語文化学科	100人	—	400人									
社会学科	150人	10人	620人									
人間福祉学科												
社会福祉専攻	90人	32人	424人									
保育専攻	40人	8人	176人									
教育学部												
教育学科	180人	15人	750人									

経営学部													
経営学科	160	15人	670										
	人		人	人		人	人		人	人		人	
計	820	80人	3,44										
	人		0人										

附 則

この学則は、附則45にて経過措置をとっていた人文社会学部教育学科を平成23年9月30日をもって廃止とする。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、経過措置として次のとおりと定める。

- (1) 平成23年度以前入学生については、第5条及び第6条の規定にかかわらず「学部、学科、専攻」、「学生定員」は従前の例による。
- (2) 平成23年度以前の入学生については、第14条、第15条、第16条及び第17条の規定にかかわらず「授業科目の編成等」、「卒業の要件」、「教員免許状」、「その他の資格」の取扱いは、なお従前の例による。
- (3) 第6条の規定にかかわらず、入学定員、3年次編入学定員及び収容定員は下表のとおりとする。

学部学科専攻	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	入学定員	編入学定員	収容定員									
人文社会学部												
仏教学科	0人	0人	0人									
言語文化学科												
日本語日本文化専攻	0人	—	170人	0人	—	120人	0人	—	70人	0人	—	0人
英語英米文化専攻	0人	0人	0人									
アラビア語アラビア文化専攻	0人	0人	0人									
中国語アジア文化専攻	0人	—	130人	0人	—	80人	0人	—	30人	0人	—	0人

攻			人									
日本学科	100人	0人	100人	100人	0人	200人	100人	3人	303人	100人	3人	406人
英語文化学科	0人	—	300人	0人	—	200人	0人	—	100人	0人	—	0人
国際キャリア学科	90人	0人	90人	90人	0人	180人	90人	5人	275人	90人	5人	370人
社会学科	160人	10人	630人	160人	10人	640人	160人	5人	645人	160人	5人	650人
人間福祉学科												
社会福祉専攻	0人	32人	334人	0人	32人	244人	0人	0人	122人	0人	0人	0人
健康福祉専攻	70人	0人	70人	70人	0人	140人	70人	15人	225人	70人	15人	310人
保育専攻	40人	8人	176人	40人	8人	176人	40人	2人	170人	40人	2人	164人
教育学部												
教育学科	200人	15人	770人	200人	15人	790人	200人	15人	810人	200人	15人	830人
経営学部												
経営学科	160人	15人	670人	160人	15人	670人	160人	5人	660人	160人	5人	650人
計	820人	80人	3,440人	820人	80人	3,440人	820人	50人	3,410人	820人	50人	3,380人

附 則

この学則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、附則45にて経過措置をとっていた人文社会学部仏教学科を平成25年9月30日をもって廃止とする。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、経過措置として次のとおりと定

める。

(1) 平成25年度以前の入学生については、第5条、第6条、第14条、及び第17条の規定にかかわらず「学部、学科、専攻」、「学生定員」、「授業科目の編成等」、及び「その他の資格」の取扱いは、なお従前の例による。

(2) 第6条の規定にかかわらず、入学定員、3年次編入学定員及び収容定員は下表のとおりとする。

学部学科専攻	平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	入学定員	編入学定員	収容定員									
人文社会学部												
言語文化学科												
日本語日本文化専攻	0人	—	70人	0人	—	0人	0人	—	0人	0人	—	0人
英語英米文化専攻	0人	0人	0人									
中国語アジア文化専攻	0人	—	30人	0人	—	0人	0人	—	0人	0人	—	0人
日本学科	100人	3人	303人	100人	3人	406人	100人	3人	406人	100人	3人	406人
英語文化学科	0人	—	100人	0人	—	0人	0人	—	0人	0人	—	0人
国際キャリア学科	90人	5人	275人	90人	5人	370人	90人	5人	370人	90人	5人	370人
社会学部	160人	5人	645人	160人	5人	650人	160人	5人	650人	160人	5人	650人
人間福祉学科												
社会福祉専攻	0人	0人	122人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
健康福祉専攻	70人	15人	225人	70人	15人	310人	70人	15人	310人	70人	15人	310人
保育専攻	0人	2人	130人	0人	2人	84人	0人	0人	42人	0人	0人	0人

教育学部 教育学科	240 人	15 人	850 人	240 人	15 人	910 人	240 人	17 人	952 人	240 人	17 人	994 人
経営学部 経営学科	160 人	5 人	660 人	160 人	5 人	650 人	160 人	5 人	650 人	160 人	5 人	650 人
計	820 人	50 人	3,410 人	820 人	50 人	3,380 人	820 人	50 人	3,380 人	820 人	50 人	3,380 人

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度以前の入学生については、第14条の規定にかかわらず「授業科目の編成等」の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、経過措置として次のとおりと定める。

- (1) 平成27年度以前の入学生については、第2条の2、第5条、第6条、第14条及び第15条の規定にかかわらず「教育研究上の目的の公表等」「学部、学科、専攻」「学生定員」「授業科目の編成等」「卒業の要件」の取扱いは、なお従前の例による。また、第17条第5項は適用しない。

- (2) 第6条の規定にかかわらず、入学定員、3年次編入学定員及び収容定員は下表のとおりとする。

学部学科専攻	平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度		
	入学定員	編入学定員	収容定員									
人文社会学部 言語文化学科 日本語日本文化専攻	0人	—	0人									

中国語アジア文化専攻	0人	—	0人									
日本学科	100人	3人	406人									
英語文化学科	0人	—	0人									
国際キャリア学科	90人	5人	370人									
社会学科	160人	5人	650人									
人間福祉学科												
社会福祉専攻	0人	0人	0人									
健康福祉専攻	70人	15人	310人									
保育専攻	0人	0人	42人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
教育学部												
教育学科	240人	17人	952人	240人	17人	994人	240人	17人	994人	240人	17人	994人
経営学部												
経営学科	160人	5人	650人									
計	820人	50人	3,380人									

附 則

この学則は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この学則は、附則59にて経過措置をとっていた人文社会学部英語文化学科を平成29年3月31日をもって廃止とする。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度以前の入学生については、第17条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、附則59にて経過措置をとっていた人文社会学部言語文化学科を平成29年9月30日をもって廃止とする。

附 則

この学則は、附則59にて経過措置をとっていた人文社会学部人間福祉学科保育専攻を平成30年3月31日をもって廃止とする。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、経過措置として次のとおりと定める。

- (1) 平成30年度以前の入学生については、第5条、第6条、第14条、第15条、第16条、第17条、第25条及び第45条の規定にかかわらず「学部、学科、専攻」、「学生定員」、「授業科目の編成等」、「卒業の要件」、「教員免許状」、「その他の資格」、「学士の学位」、「納付金」等の取扱いは、なお従前の例による。
- (2) 第6条の規定にかかわらず、入学定員、3年次編入学定員及び収容定員は下表のとおりとする。

学部学科専攻	平成31年度			平成32年度			平成33年度			平成34年度		
	入学定員	編入学定員	収容定員									
人文社会学部												
日本学科	100人	3人	406人									
国際キャリア学科	90人	5人	370人									
社会学科	160人	5人	650人									
人間福祉学科												
健康福祉専攻	70人	15人	310人									
教育学部												

教育学部	240人	17人	994人									
経営学部 経営学科	160人	5人	650人									
看護学部 看護学科	80人	0人	80人	80人	0人	160人	80人	0人	240人	80人	0人	320人
計	900人	50人	3,460人	900人	50人	3,540人	900人	50人	3,620人	900人	50人	3,700人

附 則

この学則は、令和元年12月25日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、経過措置として次のとおり運用する。

- (1) 看護学部については、第14条の規程にかかわらず共通教育科目の「授業科目の編成等」の取扱いは、なお従前の例による。
- (2) 平成31年度以前の入学生については、第14条の規程にかかわらず、人文社会学部人間福祉学科健康福祉専攻、教育学部、経営学部ならびに看護学部の専門教育科目の「授業科目の編成等」の取扱いは、なお従前の例による。
- (3) 令和2年3月31日以前に留学及びインターンシップ等を所管部署へ手続きを行う、もしくは参加した学生については学則別表第1 授業科目の編成・単位数にかかわらず留学及びインターンシップ等の単位の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度以前の入学生及び令和2年度と令和3年度の編入生・転入生については、第14条の規定の別表第1にかかわらず「授業科目の編成等」の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年度以前の入学生、令和4年度及び令和5年度の編入学生、転入学生及び転学部転学科生については、第5条、第6条、第14条、第16条及び第17条の規定にかかわらず、「学部、学科、専攻」、「学生定員」、

「授業科目の編成等」、「教員免許状」及び「その他の資格」の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前入学生、令和5年度及び令和6年度の編入学生、転入学生及び転学部転学科生については、第14条の規定にかかわらず、「授業科目の編成等」の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前の入学生については、経過措置として次のとおりと定める。

- (1) 第5条、第14条乃至第17条、第25条にかかわらず「学部、学科、専攻」、「授業科目の編成等」「卒業の要件」、「教員免許状」、「その他の資格」の取扱いは、なお従前の例による。
- (2) 第6条の規定にかかわらず、令和8年度までの入学定員、3年次編入学定員及び収容定員は下表のとおりとする。

(令和6年度)

学部学科	入学定員	編入学定員	収容定員
文学部			
日本学科	100人	—	100人
国際コミュニケーション 学科	90人	—	90人
社会学部			
社会学科	160人	—	160人
人間福祉学科	70人	—	70人
人文社会学部			
日本学科	—	—	303人
国際キャリア学科	—	—	275人
社会学科	—	—	485人
人間福祉学科	—	—	—
人間福祉学科	—	—	140人
健康福祉専攻	—	—	85人
教育学部			

教育学科	260人	10人	1,007人
経営学部			
経営学科	160人	—	645人
看護学部			
看護学科	80人	—	320人
計	920人	10人	3,680人

(令和7年度)

学部学科	入学定員	編入学定員	収容定員
文学部			
日本学科	100人	—	200人
国際コミュニケーション 学科	90人	—	180人
社会学部			
社会学科	160人	—	320人
人間福祉学科	70人	—	140人
人文社会学部			
日本学科	—	—	200人
国際キャリア学科	—	—	180人
社会学科	—	—	320人
人間福祉学科	—	—	140人
教育学部			
教育学科	260人	10人	1,020人
経営学部			
経営学科	160人	—	640人
看護学部			
看護学科	80人	—	320人
計	920人	10人	3,660人

(令和8年度)

学部学科	入学定員	編入学定員	収容定員
文学部			

日本学科	100人	—	300人
国際コミュニケーション 学科	90人	—	270人
社会学部			
社会学科	160人	—	480人
人間福祉学科	70人	—	210人
人文社会学部			
日本学科	—	—	100人
国際キャリア学科	—	—	90人
社会学科	—	—	160人
人間福祉学科	—	—	70人
教育学部			
教育学科	260人	10人	1,040人
経営学部			
経営学科	160人	—	640人
看護学部			
看護学科	80人	—	320人
計	920人	10人	3,680人

附 則

この学則は、令和6年9月1日から施行する。なお第30条（入学手続）、第31条（保証人）、第37条（再入学等）及び第43条（除籍）の規定は令和6年4月1日に遡って適用する。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第5条第3項関係）

学部学科専攻	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
文学部			
日本学科	100人	—	400人
国際コミュニケーション学科	90人	—	360人
社会学部			
社会学科	160人	—	640人

人間福祉学科	70人	—	280人
教育学部			
教育学科	260人	10人	1060人
経営学部			
経営学科	160人	—	640人
看護学部			
看護学科	100人	—	400人
総数	940人	10人	3,780人

別表第2（第48条第2項及び第49条第2項関係）

学部・学科・専攻		免許状の種類
文学部	日本学科	中学校教諭 一種免許状（国語）
		高等学校教諭 一種免許状（国語）
		高等学校教諭 一種免許状（書道）
	国際コミュニケーション学科	中学校教諭 一種免許状（英語）
		高等学校教諭 一種免許状（英語）
社会学部	社会学科	中学校教諭 一種免許状（社会）
		高等学校教諭 一種免許状（地理歴史）
		高等学校教諭 一種免許状（公民）
	人間福祉学科	高等学校教諭 一種免許状（公民）
		高等学校教諭 一種免許状（福祉）
教育学部	教育学科	小学校教諭 一種免許状
		幼稚園教諭 一種免許状
		中学校教諭 一種免許状（英語）
		高等学校教諭 一種免許状（英語）
		養護教諭 一種免許状
		特別支援学校教諭 一種免許状（知・肢・病）
		中学校教諭 一種免許状（数学）
		高等学校教諭 一種免許状（数学）
		中学校教諭 一種免許状（理科）
		高等学校教諭 一種免許状（理科）

